

令和5年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和5年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 77 施設
（内訳）保育所 41 施設、幼保連携型認定こども園 23 施設、軽費老人ホーム 7 施設、
障害者支援施設 5 施設、母子生活支援施設 1 施設

- ・指導監査の方法
実地による指導監査 70 施設
書面による指導監査 7 施設

- ・指導監査の結果
文書指摘あり 2 施設（延べ指摘件数 5 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和5年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・睡眠観察表において、長時間のうつ伏せの状態の記録が散見されるので、うつ伏せの危険性を施設内で十分に共有すること。また、体位を変えた場合のレ点をつけることになっているが、その記録がなかったのでその点も共有すること。（1件）
- ・水遊び管理表において、WBGT 指数を参考に気温と水温の合計値が 70 を超える記録が散見されたので、気温と水温の合計値が 65 を超える時のリスクを認識し、そのための対策検討を講ずること。（1件） （小計 2 件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和5年度指導監査結果における利用者処遇等に関して、文書指摘に該当するものはなかった。

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和5年度指導監査結果から、会計管理事務等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・経理規程では小口現金保有上限を10万円と規定しているのにかわらず、超過している例が散見されるので、支払い方法を勘案し、規程を順守するか、10万円では運用が困難な場合は、経理規程の改正を検討すること。(1件)
- ・その他(2件) (小計3件)